

令和元年度 第2回天童市農業委員会総会 会議録

令和元年5月13日(月)午前10時 第2回天童市農業委員会総会を天童市農業センターに招集した。

1 出席した委員

1番	遠藤市雄	11番	佐藤善治
2番	那須桂子	12番	三宅藤義
3番	熊澤八弘	13番	松田康政
4番	齋藤照一	14番	太田博巳
5番	横山愛	15番	梅津節子
6番	秋保茂男	16番	今野滋
7番	原田洸一郎	17番	細矢幸市
8番	長谷川喜久	18番	佐藤悦雄
9番	片桐久雄	19番	堀越重助
10番	清野貢市		

2 欠員

なし

3 出席した事務局職員

事務局長	武田文敏	事務局長補佐	澤和彦
主任	高橋一成		

5 議事日程

別紙日程のとおり

6 議事 午前10時 開会

議 長 去る5月9日付け天童市農業委員会告示第6号にて招集しました、令和元年度第2回天童市農業委員会総会を開会します。

議 長 本日は全員出席ですので直ちに会議を開会します。
日程第3議事録署名委員を指名します。3番、熊澤八弘委員、4番、齋藤照一委員にお願いします。

議 長 日程第4の委員長報告をお願いします。原田洸一郎農振常任委員長。

原田委員 本日総会前午前9時15分より、第1回農業振興常任委員会を開催しました。協議内容については、さくらんぼの作況調査視察についてです。詳しくは全員協議会でお知らせします。

議 長 日程第5の事務処理報告を事務局よりお願いします。
事務局長 事務処理について総会資料等に基づき報告する。
(資料に基づき説明)
総会資料1ページの地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について報告する。
総会資料2～3ページの農地改良受付状況について報告する。
総会資料4～7ページの農地法第3条の3第1項の規定による届出受付状況について報告する。
総会資料8ページの農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について説明する。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、皆さんからご質問等ありませんか。

(質問なし)

議 長 ないようですので次に進みます。

議 長 日程第6の議事に入ります。
承認第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の審査について、事務局の説明を求めます。

高橋主任 総会資料(9～10ページ)を説明する。

議長 　　ただいま事務局から説明ありましたが、皆さんから質問、意見ありませんか。

議長 　　お諮りいたします。承認第2号 農地法第18条第6項の規定による審査についてはご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 　　異議なしと認め承認第2号については承認することに決定します。

議長 　　次に議第6号 農地法第3条の規定による許可についてを上程します。事務局の説明を求めます。

三宅委員 　　関連がありますので退席します。

那須委員 　　同じく関連がありますので退席します。

（三宅委員、那須委員退席）

高橋主任 　　総会資料（11～14ページ）を説明する。

議長 　　担当農業委員の説明を求めます。

1番は私の担当です。事由のとおり問題ありません。

続いて2番、齋藤照一委員。

齋藤委員 　　2番、3番、4番は事由のとおり問題ありません。

議長 　　5番、秋保茂男委員。

秋保委員 　　5番は、申請事由のとおり問題ありません。

議長 　　6番、太田博巳委員。

太田委員 　　6番、7番、事由のとおりです。問題ありません。

議長 　　8番、片桐久雄委員。

片桐委員 　　8番は、事由のとおりです。問題ありません。

議長 　　9番、佐藤悦雄委員。

佐藤悦雄委員 　　三宅委員の案件ですが9～14番について代理を頼まれていますので発言します。事由のとおり問題ないとのこと。

議長 　　15番、佐藤善治委員。

佐藤善治委員 　　15番は、渡人の方が規模を縮小したいということで、受人の方は昨年秋に新規就農者として認定された方で、その方に引き受けてもらったということで問題ありません。

16番は、昨年ぶどう作りで新規就農者として認定された方で問題ありません。

議 長 皆さんから質問等ありませんか。

はい、原田洗一郎委員。

原田委員 7番ですが、受人は3条と集積となっています。なぜ2種類の申請にしているのか、申請者の自由とは思いますが教えてください。

議 長 事務局。

高橋主任 3条として取り扱ったのは、面積要件によるものです。面積が連坦しておらず8a未満ということで3条での契約となりました。

集積は農地が連坦していない場合、800㎡以上が集積計画で取り上げとなっておりますので、今回面積要件が下回っていること、連坦していなかったということで3条での契約となりました。

議 長 その他ございませんか。

議 長 それではお諮りします。議第6号 農地法第3条の規定による許可についてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議第6号 農地法第3条の規定による許可について可決することと決定します。

(三宅委員、那須委員入室)

議 長 次に議第7号 農地法第4条の規定による許可についてを上程します。事務局の説明を求めます。

布施主事 総会資料15ページに基づいて説明する。

議 長 続いて担当農業委員と、調査会の農業委員からの説明を求めます。最初に担当の農業委員からの説明をお願いします。

1番、遠藤市雄委員。

遠藤委員 1番は、自宅近くにはスペースがないということで、この農地に農業用の倉庫を設置したいということです。

議 長 2番、佐藤善治委員。

佐藤善治委員 2番は、以前からこの場所に作業小屋があったのですが、雨漏りして使えないということで、撤去して新たに作業小屋を作りたいということです。

議 長 調査会の農業委員から報告を受けたいと思います。秋保委員。

秋保委員 5月7日午後から横山委員と二人で調査を行いました。ただいま地元農業委員のご報告があったとおろ問題ないと思います。

議 長 皆様から質問等ありませんか。
(質問なし)

議 長 それではお諮りいたします。議第7号についてご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議第7号 農地法第4条の規定による許可についてを可決することに決定します。

議 長 議第8号 農地法第5条の規定による許可についてを上程します。事務局の説明を求めます。

那須委員 議長、関連がありますので退席します。
(那須委員退席)

布施主事 総会資料16～17ページに基づいて説明する。

議 長 担当農業委員と調査会の農業委員の説明を求めます。最初に担当農業委員からお願いします。1番、三宅藤義委員。

三宅委員 1番は、集落地区の公民館の駐車場が区画整理による人口増で手狭になってきたということで、この場所に設置したいということです。問題ありません。
2番は、事由のとおり問題ありません。
3番は、グラウンドを新設するというので、問題ありません。

議 長 4番、今野滋委員。

今野委員 周りが道路と宅地、住宅に囲まれており、向かい側にも会社がある場所です。畑が連担しているわけではないので問題ありません。

議 長 次に調査会の説明をお願いします。秋保茂男委員。

秋保委員 ただいま担当農業委員から説明あったとおり、調査会としても問題ないと思います。

議 長 担当委員、調査会から説明ありましたが皆さんの方から質問、意見等ありませんか。
なお、3番については、グラウンド整備にかかる許可については、5月22日に県の常設審議委員会に答申を諮問しておりますので、その答申を踏まえて許可とするものとします。
30a以上の案件は、県の常設審議委員の審査にかかるということでもあります。

それではお諮りいたします。議第8号についてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議第8号 農地法第5条の規定による許可について許可することとします。

(那須委員入室)

議 長 議第9号 平成31年度第2回農用地利用集積計画についてを上程します。事務局の説明を求めます。

高橋主任 総会資料18～31ページ、別紙に基づいて説明する。

議 長 皆さんの方から質問等ありませんか。

議 長 お諮りいたします。議第9号についてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議第9号 平成31年度第2回農用地利用集積計画について可決することと決定します。

以上をもちまして平成31年度第2回天童市農業委員会総会を閉会します。

(終了 午前11時)